

CHECK 住宅に関する補助事業

町では現在、災害に対する居住環境などを改善するために要する経費の補助を行っています。行っている補助制度は、危険ブロック塀等耐震化支援事業補助金、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の4つです。



危険ブロック塀等耐震化支援事業補助金

危険なブロック塀等の除去費用の一部を補助

支援対象

次の要件全てに該当する危険なブロック塀等を除去する工事

- ・避難路に面し、避難路面からの高さが80cm以上のもの
- ・当該ブロック塀の高さが60cm以上のもの
- ・「点検表」に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

補助金額

対象工事費の全て 上限金額 20万円

※既に撤去されたブロック塀は対象外です。

(危険なブロック塀等を除去し)安全なブロック塀、金属フェンスまたは生垣等を設置した場合の費用の一部補助

支援対象

危険なブロック塀等を除去し、建築基準法の構造基準に適合するブロック塀、金属フェンス、または生垣等を設置する場合

補助金額

対象工事費の2分の1 上限金額 15万円

※新設のみの補助はありません。

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

木造住宅の耐震化の費用の一部を補助します。

支援対象		補助率	上限額
耐震改修	耐震改修設計+改修工事 (セットメニュー)	原則 5分の4以内	100万円
	耐震改修工事	2分の1以内	60万円
	耐震改修設計	3分の2以内	20万円
建て替え	建て替え設計+建て替え工事 (セットメニュー)	5分の4以内	100万円
	建て替え工事	23%以内	60万円
	耐震シェルター	2分の1以内	20万円

※既に生活再建支援金等を受給された人は、建て替え設計、建て替え工事については対象外です。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住する人たちが、安全な区域へ移転する際の費用の一部を補助します。

支援対象

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内にある建築物で、現在居住している住宅(賃貸住宅を除く)の除去および県内の安全な区域へ移転する場合の、次に掲げる費用

- ・移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- ・アパート等の賃貸費(1年間)
- ・移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費移転経費(動産移転費等)
- ・現住宅の除去費等

補助金額

上限金額 300万円

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

災害危険区域等にある危険住宅を移転する際の費用の一部を補助します。

支援対象

- 次のいずれかの区域にある既存不適格住宅
- ・災害危険区域
 - ・がけ条例により建築を制限している区域
 - ・土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)

補助金額

1. 除去費等(危険住宅の撤去、動産の移転、仮住居、跡地整備費等に要する経費)
上限金額 1戸あたり80万2千円
2. 危険住宅に代わる住宅の建設または購入(土地代含む)をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の経費
上限金額 1戸あたり722万7千円

回復旧事業課 建築係 ☎ 289-8308